

平成27年度 第1回徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会 議事録

1 日 時

平成27年7月28日(火)

10時30分から正午まで

2 場 所

県立みなと高等学園 ハナミズキ棟3階 研修室

3 出席者

【委員】

橋本俊頭, 井崎ゆみ子, 櫻木章司, 大谷博俊, 前田宏治, 島治伸, 中山けい子,  
山田節子, 左倉昇, 岩崎公男, 加藤有騎, 長澤秀美, 坂東笑子,  
佐々木尊, 飯田ひとみ, 大木元繁, 金磯和美, 中谷佐多子

【事務局】

障がい福祉課, 発達障がい者総合支援センター, 教育委員会特別支援教育課

4 会議次第

i 開会

ii 委員紹介

iii 挨拶

iv 議事

(1)発達障がい関連施策の状況について

(2)発達障がい者総合支援センター アイリスについて

(3)発達障がい者総合支援プランについて

(事務局より議事 1 について説明)

**【橋本会長】** ただいま、事務局の方から説明いただきましたが、これについて委員のほうから御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

**【委員】** とくしま・すだちサポート事業で受験者数が書いてありますが、合格とかいうものがありましたら、その数とですね、平成 27 年度の額が少々増えているかと思いますが、メニューも増えていますが、その内訳について教えていただけたらと思います。

**【事務局】** とくしま・すだちサポート事業における技能検定の部分でございますが、平成 24 年度から実施しております、ビルメンテナンス、接客、介護、ICT の 4 分野でしております、級の制度を設けております。合格、不合格というのではなく、10 級から 1 級までとなっております。この事業は、平成 24 年度に始まりまして、全国で、東京、広島について 3 番目に徳島県が始めるような形でしております。生徒達に分かりやすいので、今回は次の上位級がんばろうとか、働く意欲につながっているようです。

**【委員】** 新年度に、メニューと額が増えていますが、補足をお願いします。

**【事務局】** こちらにつきましては、新しい種目につきまして、池田支援学校美馬分校がありますが、そちらの方で、キョーエイさんにもお願いしまして、新種目の開発等しております。

**【会長】** 他にございませんでしょうか。

**【会長】** 5 ページで、平成 26 年度の相談支援実績も、ここ数年、うなぎのぼりで上がっておりますが、その内訳で、乳幼児の方も徐々に上がっておりますが、他の年齢群と比べて、UP 率が少ないなあと。やはり、早期発見、早期対応ということ。まあ、最近の報告では、1、2 歳で始めた方が、自閉症のような症状なんかも消えるような症例が数例あるとかそういうふうな報告も出ておりますので、また、ご検討いただきたい。

**【会長】** 他にございませんでしょうか。

**【委員】** 非常に幅広い、小さい人から大きい人までと、支援が充実をしているなあという感想をひとつ持ちました。

その中で、1 点お尋ねしたいんですけども、4 ページにあります、発達障がい児支援専門員の養成事業ということなんですけど、平成 26 年度は参加者数は 21 名と報告されて

おりますが、10 ページの資料を見ますと、5回実施したということになっているかと思うんですが、計5回の回数で、合計21名参加したというふうに理解をすればいいんでしょうか。

**【事務局】** おっしゃったとおりでございます。昨年度は、市町村の保健師の方とか児童発達支援センターの方でお勤めになっておられる方を募集しまして、21人の方が10時から4時くらいまでの講座を5日間受講しました。基本的には8割を受講された方を修了としていますので、21名の方のうち19名の方が、8割以上の講義を受けられて修了されました。その方々が、今年は、3日間の応用講座、ペアレントトレーニングが中心になるんですけども、演習の形ですね。3日間の応用講座を受けていただきましたら、支援専門員として認定するというような形になっています。

**【委員】** より専門性をそれぞれ高めていただくということで、非常に重要だと思っておりますので、ぜひ、今後も継続して、行っていただきたいなと思います。

**【事務局】** ありがとうございます。先ほども申しあげましたように、今年、応用講座を8月に3日間、演習を中心にやるんですけども、基礎講座の方も、新たな募集も今、しております。もう、締切ましたけども、9月に5日間やりますけども、定員をかなり上回る応募をいただいております。身近な地域で具体的な相談支援にのっていただけるような人を増やしていくということで、これからも取り組んで行きたいと思っております。

それと、先ほど、橋本先生からお話のあった、乳幼児のところは、確かにうちのセンターでの相談というところでは、あまり、伸びという点ではでないんですけども、ひとつの要素としては、乳幼児あたりの支援というのも、かなりいろんな制度が整ってきて充実していますし、市町村の方も次第に体制がとれてきたということで、センターの方への相談はないんですけども、多分、市町村の相談の方は、発達障がいとの関係は、昨年度やりました実態調査のところが増えてると、市町村さんから聞いてますし、なかなか難しいケースも増えているということで、市町村合わせるとかなり増えているのではないかなと。どうしても年齢が高くなるほどですね、市町村で対応しにくくて、ハナミズキの方に相談がまわってくるという傾向があるのかなあと思っています。

**【会長】** ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

**【委員】** 今、おっしゃられたことを、私も同じようなことを考えておまして、ここ10年ぐらい、うちの場合ですと、小さい子から大人まで相談がありますが、小さい子の相談は、うちでも減っておりますが、私も関係している療育機関が相談とか受けているのかなと思います。その一方で、最近気がかりなのが、専門的に知識を持っている方はどん

どん増えているのですが、まったく知らない人もずいぶんおられると。例えば、昨年度でしたら、法務関係、保護司の方からの内容を聞いていると、どうも発達障がいじゃないのかなというふうな相談がありました。他の領域と言っちゃうとまずいんですけども、本来、発達障がいに関して、特に大人に関して、知っていなきやいけない人のところに、もう少し働きかけができないかなということを考えております。地域啓発研修事業等もあるんですが、やはり専門家の方の専門的な知識を高めていくような方向にあるのかなと感じました。

合理的配慮は学校の方ではずいぶん言われているんですけども、県全体でどのような方向で、発達障がいに関して合理的配慮をとられているのかなと、この資料では読みにくかったんですけども、お教えくださればと思います。

**【事務局】** 学校の方では、先ほど申し上げましたように、文科省の委託事業を受けたりして、合理的配慮の事例を集めていて、それをホームページ等でアップしている状況になっております。

**【委員】** 来年4月1日からは、公的機関からは、義務に。その他に関しては、努力義務と法律で決められています。

**【事務局】** 差別解消法がこの4月から施行になるということで、その中でおっしゃられた合理的配慮と言う話がでております。民間機関にありましては、努力規定でありまして、公的機関については、法的義務という形でありまして、具体的に合理的配慮についてのガイドラインというものを国の方で、もう少しかみ砕いたものを、基本的には、夏場をめどに、国の方でお出ししていただける、そういう話がありまして、県としては、それを踏まえて、時間が限られておりますが、対応を考えていきたいというふうに考えております。

**【委員】** 企業の使用者側の関係なんですけども、来年の4月施行に向けて障害者雇用促進法の中で、差別禁止指針と合理的配慮の提供義務というのがあるわけなんです。先ほどおっしゃられたことと若干違ってくるんですけども、使用者側の方は、努力義務と言うんじゃないくて、やってもらわないと困るということで、現在、私どものホームページで、企業向けにそういった研修というか周知の会といたしますか、セミナーをですね、年度後半で、県内で3箇所くらいで呼びかける予定としております。来年度の4月施行に向けて、労働局の方は、動いているというふうな状況でございます。ですから、私どもの方は、差別禁止指針です。差別解消法は、内閣府ですから、違ってきます。

**【会長】** この議題1につきましては、この辺で締めたいと思いますが。委員の先生方、御

意見、アドバイス等がありましたら、事務局にお知らせいただければと思います。それでは、続きまして、議題2 発達障がい者総合支援センター アイリスについて説明をお願いします。

**【会長】** ただいま、アイリスについて説明いただきましたが、これについて御意見、御質問がございますでしょうか。

**【委員】** 先ほど、アウトリーチとおっしゃられたんですけど、今、私、事業所のメンタルヘルスケアと大人の発達障がいに関わって、結構、あっちこっち呼ばれることが多くなっているんです。事業所等でメンタルヘルスケアに関わるような部分での、問い合わせとか相談というのも受けてもらえるのでしょうか。西部であれば。

**【事務局】** 一般の事業所ですか、相談支援事業所ですか。

**【委員】** 一般の事業所です。

**【事務局】** 発達障がいに関して、企業の中でどう支援していくかの辺りであれば可能なんです、事業所の方のメンタルヘルス系でしょうか。

**【委員】** 徳島新聞さんの日曜の講座をやっていて、事業所さんからメンタルヘルスと発達障がいのからみが、どうも感じられるというふうなことで、呼ばれることが多くなっていて、今回も西の方に行かないいけないのですが、場合によったらお願いできるのでしょうか。

**【事務局】** 発達に関する内容であれば紹介いただければと思います。

**【委員】** 管轄なんですけども、明確に決めてないということなんです、西部のブロック会議ですが、石井町さんとか上板町さんとかお呼びしているのですか。

**【事務局】** ブロック会議については、そこまでお呼びしていません。

**【委員】** 吉野川市、阿波市までですか。

**【事務局】** そうです。以前、困ってハナミズキの方に相談されてて、やっぱり、西部の方が相談しやすいという方がお越しになっています。

**【会長】** どうもありがとうございました。発達障がい者総合支援センターアイリスが5月に発足いたしました。これからさらに相談件数も増えてくると思いますし、非常に広域ですので、大変だろうと思いますが、よろしく願いいたします。まだ、御意見もありと思いますが、時間の関係で次の議事3番目に移らせていただきたいと思います。発達障がい者総合支援プランについて事務局の方から説明をお願いします。

**【会長】** ただいま、説明いただきました発達障がい者総合支援プランについて御意見をお願いします。

**【委員】** 高等教育機関の就労支援というような切り口のところで、先ほどの障害者差別解消法とか障害者雇用促進法と直接関係するところなんですけども、例えば、うちの大学でもそうですけども、実習を行わなければ、資格がとれないといった類いのものがたくさんあるんですけども、実習の受け入れに関して、障がいがある人は、受け入れられないと公然と断られてしまうことがどうしてもあるというところですね。しかも、民間ではなくて、公的な機関からそういうことを言われてしまうと、我々としても理解をしてもらうための啓発活動もしていかなざるを得ないですし、理解していただけない場合は、別の実習先をお願いするというところにせざるを得ないんですけども。今後、4月以降ですね、完全実施されるという段階で、特に公的な機関が障がいのある方の就労、あるいは、権利を保障するためにも、少なくとも、障がいというもので門前払いをすることはあってはならない。法の趣旨から言っても。そうかといって、特性があるから、手帳があるかないかは別として、合理的配慮を求めた段階で、そういう配慮が必要な学生は受け入れできないと言われてしまえば、多分、その後、どこかで資格をとった後も、雇用促進法に関しては、これは、義務ですから、民間企業も含めて、配慮を提供しなければならないにも関わらず、障がいがあるということで、受験の機会すら与えられないということが、連鎖して繋がっていくんじゃないかなと危惧をしています。少なくとも合理的配慮はしていただいたうえで、その学生、その人の特性や能力、そういったものをしっかり見ていただいたうえで、判断していただければいいんですけども、それも何もその人の姿も知らないまま門前払いという状況が現に起きていることがありますので、県の方として、市町村さんも含めて、何かの啓発をしっかりしていただければ、そういう人達の自己実現のための就労ということにも繋がっていくのではないかなと思うんですけど。その辺りよろしくお願いします。

**【会長】** 発達障がいの正しい理解というところの課題になろうかと思います。非常に重要なことでございます。他にこの柱だけでございませんでしょうか。

**【委員】** こちらのプランを拝見して、感想になるかもしれませんが、総合支援プ

ランの総合というのは、何を意味するのかなと思いつきながら見せていただきました。この期間が4年間ということですので、あれもこれもという訳にはいかないというのは、非常によく分かります。ただ、このプランを見ますと、これは、本当に私の感想ですけども、発達障がいのある人の人生というものをどう捉えるかといった際に、非常に小さい時からだんだんと大きくなって就労するまでといった辺りのところをイメージを強くされていると感じました。説明の中で、家族の疲弊や就労の継続といったところをかなり丁寧にセンター長の方からご説明がありましたので、その辺りを反映されると思いますが。障がいのある人に限らず、病気、怪我、あるいは加齢といったといったような状況というのは必ず起きえると思うんですね。先ほど、センター長の説明の中から、平成26年度の40歳以上の相談件数というのが、倍増しているということもあったように、成人期というのをどう捉えるかということだと思いつきですけども。いわゆる人生の後半においてもですね。より充実した多様な人生というんでしょうか。障がいがあっても送れるといった安心がこの趣旨なのかなというふうに考えますと、ちょっとこれは、少し一緒に考えるのは極端かもしれませんが、いわゆる社会的なルールの逸脱から触法といったようなそういったことがあったとしても、また、社会に復帰できて人生を充実して送ることができるといったことを考えますと、いわゆるそういったさまざまな人生の中で起きえる、これは、そういうことが起きないようにしていきましょうね、というようにこのプランを見ますと見えるんです。それは、大事なことだと思いつきですけども、そうであったとしても、それは、誰しも可能性がある訳ですから。そういったことへの配慮もしていただいて、壮年期以降、力が劣ってきたとしても、徳島県に生まれてよかったなというようなプランの中身にしていっていただきたいなど。総合というのは、いったい何を意味するのだろうかというのが、4年間という限られた期間ではありますけども、私が感じたところです。

**【事務局】** 総合という意味というのは、福祉、医療、教育、就労とそういう分野でさまざまな面からということと、先生がおっしゃったように人生のどの段階のライフステージでも適切な支援を行うという意味で、両方の意味があるんですけども、確かに正直に申し上げて、壮年期のところへの視点というのが、非常に弱いところです。今まで発達障がいというのは、乳幼児のところからだいたい着目してきた。それが段々ですね、乳幼児の方の関心のところは、民間の事業所とかも段々出来てきて、中高生辺りの問題、成人期の問題、成人期でも40歳くらいまでの問題、というところへの対応が増えてきています。高齢者の発達障がいというのが、出てきてはいますけども、学齢期に比べると、うちの方の相談に寄せられる件数的には少ないという部分があって、その辺の視点のところは弱いというのは事実です。どこまで手がまわるかということもありません。なかなか難しいところであるんですけども、先生がおっしゃられたようなライフステージに応じていうのであれば、壮年期、高齢期ということもあるんであろうということも頭

に入れて、どこまで踏み込めるかあるんですけども、その視点を忘れずに取り組みたいと思います。

**【委員】** 計画で27年度からというのが違和感があるのと、障がい計画との位置づけがどうなっているのか教えてください。

**【事務局】** 県全体の計画の期間と合わせたということで、27年から30年となっているんですけども、確かに27年というのはもうすでに入っているじゃないかということがあるんですけども、他の計画でも今年度の取組も含めて4年間の計画をたてるというのはよくあるので、来年度からというのが多いかもしれませんが、今年度のこれから以降の後半の取組も含めて位置づけていくと、そういう意味で、県全体の取組と周期をあわせているということです。

それから、障がい福祉計画との関係で言いますと、障がい福祉計画と合わせると、今年から3年間になってしまうので、県全体の計画と合わせると今年から4年間とってくるので、そこは迷ったのですが、3年間というのは、今年もすでに1年入っているんで、29年までは少し短すぎるなということで、障がい福祉計画との位置づけも考えながら、期間としては大きなところに合わせたというところですよ。

**【会長】** いくつか先生方のほうで御意見もあると思いますが、時間もオーバーしておりますので、もし、委員の方々に、このプランについてこんな柱建てがあってもいいのではないかと、いう案がございましたら、ぜひ、事務局にお寄せいただけたらと思います。より良い計画が立てられればと思います。発達障がいについて、いろんな障がいの方がおいでますが、徳島県は、相当に力を入れているということでございますので、委員の方々よろしく願います。それでは、事務局の方にマイクをお返しします。どうも御協力ありがとうございました。